

ナギの会 通信

発行/ナギの会編集室
(2001.3.25 .14)
責任者/渡辺 寛
連絡先/金沢市北間町八7番地
電話/076-237-7547
ファックス/076-238-0059
e-mail: kananabe@nifty.ne.jp



辰巳用水の東岩取水口（ダムで破壊されようとしている）
右手に取水口、左奥に頭首工（堰）がある。



辰巳用水土改改良区が申請している頭首工（堰）
取水口の上から下流を見た様子。

辰巳用水は 誰のもの？

疑問続出の犀川の水利

辰巳用水に二つの水利権がある

金沢市の工業水利権は遊休水利権

秋祭りの喧嘩祭や喧嘩御輿（みこし）として残されています。

そこで身近な用水、辰巳ダムで破壊される辰巳用水にはどういった権利があるのか？ 兼六園の曲水を潤している水にどのような権利があるのか？ を調べてみた。また、他の水利権を調べる中で、

金沢市が三十六年前に取得した犀川ダムによる工業用水の水利権がまったく使わずに放置されていることが判明。これはどういふことなのか？ 様々な疑問が浮かび上がりました。

河川法や水利権、民法の専門書を調べて一年半。現地調査に何度も足を運び、真実に近いものに迫ることができました。

これらの問題点は、当会の私的研究の枠にとどめることなく、より広く社会的なものとするため、去る三月二十一日、河川管理者の石川県知事に公開質問しました。

なお、これらの内容は、昨今の地球温暖化と気象、水質問題ともからみ、金沢市の治水・水利にも関係すると思われるため、広く行政人、議会人、環境NGO、農業関係者にもお知らせしますので、速やか（三月末日まで）に文書での回答をお願い致します。

質問1 辰巳用水・二つの水利権について

辰巳用水の水は、兼六園に運ばれ、文字通り金沢市民、石川県民共同の財産であり、辰巳用

水利権って、ご存じでしょうか？

河川は「公物」であるとして、水の使用には社会的ルールがあります。この使用する権利が水利権です。河川法では「流水の占用」と表現されていますが、歴史的な習慣を基に整備されてきたものです。

水利権は、許可と慣行の二種類があります。許可水利権は、水の利用者が県知事に申請し、許可をもらうもの。発電などは、特定水利権として建設大臣の認可を必要とします。

もう一つの慣行水利権は、昔から習慣的に使用され社会から認知されている水の利用権で、

多くは農業用慣行水利権です。

どちらも「物権的権利」として守られていますが、多くの水利権が競合した場合、権利が確定した順に優先権があるものとされています。

この慣行水利権は、農耕が定着した中世から長い間かかって、時には激烈な水争いを通して、社会的に定着してきたものです。中世の代表的な水争いに、和歌山の紀ノ川支流・水無川の水争いが有名で、鎌倉中期に始まり、朝廷や高野山を巻き込んで実に二百年以上続いた記録が残されています。石川県では手取川の七ヶ用水で多くの水争いの記録がありますし、各地で

公開質問状全文

石川県知事 谷本正憲 様

二〇〇二年三月二日

ナギの会用水研究部会代表

渡辺 寛（住所・電話）

犀川の水利・用水についての質問

私ども、ナギの会の活動の一環として、これまで、辰巳ダムや辰巳用水について、行政の

公文書入手し、様々な角度から検証してきました。

この度、犀川の農業用水や金沢市の発電事業に関わる水利権資料を検討する中で、いくつかの奇妙な事実が浮かび上がりました。これらは、私どもの私的研究所の枠を越え、県民、市民の生活あるいは石川県政や金沢市政と深く関わるといふ認識から、河川管理者である貴職に率直におたずねし、河川行政に生かされるよう八項目の質問としてまとめました。

水は歴史的な文化財であります。

辰巳用水土地改良区が得ている用水の申請及び許可資料を見ると、「灌漑期以外は兼六園への引用水として取水する」とあり、この記述以外に兼六園等へ流入する水の権利関係を示す資料はありません。

そもそも、辰巳用水は兼六園・金沢城への取水のために建設された専用用水であり、時代を経てその目的は現在までも変わらず、兼六園の曲水や市内の用水として利用され、金沢市や石川県の景観・親水・観光などに大きな役割を果たしていることは、県民・市民共通の認識です。一方、辰巳用水土地改良区の水利権は、灌漑のための私的な農業水利権であり、歴史的に見ると本来の殿様用水という専用水路からの余水使用権と考えられます。

したがって殿様用水と称されてきた辰巳用水の水利権は、慣行水利権として確定していると考えられるのが水利権についての判例、学説からの結論です。つまり1本の辰巳用水には二つの水



辰巳用水の水トンネル

利権（土地改良区の許可水利権と兼六園等への慣行水利権）が併存していると考えられます。この問題についての河川管理者としての責職の見解を伺いたい。

質問2 辰巳用水慣行水利権の水利台帳への記載と行政の責任について

現在石川県が管理する水利台帳調査には、辰巳用水について、土地改良区の農業用水の水利権だけが記載されていますが、質問1のとおり「慣行水利権としての辰巳用水」の記載が必要と考えられます。

慣行水利権は昭和二十九年の旧河川法成立により犀川が二級河川として指定されたとき速やかに届け出ることが必要だったのですが、その当時、慣行水利権についての理解や、農業用水との関連についての理解が十分でなかったため届け出がされず、水利台帳に記載されなかったものと考えられます。届け出がなくとも、現在も生きて使用されている水利権は慣行水利権であることは、法解釈においても明解です。

届け出のない慣行水利権・庄用水の例もありませんので、兼六園へ流入する殿様用水・辰巳用水を河川管理の上からも、水利台帳へ記載する必要があると考えられます。

こうした作業と、慣行水利権としての認識は辰巳用水の管理作業の精神的負担を一方的に辰巳用水土地改良区に与えることなく、県民・市民・土地改良区・行政相互による友好的共同作業が可能になる道を開くもので、行政としての責職の責任は重大だと思えます。

過去の事跡の調査を含め責職の見解を伺いた

い。

質問3 辰巳用水土地改良区の水利権の許可事務について

辰巳用水土地改良区による昭和四十二年一月二三日の許可申請資料を見ると、形式上河川法第二十二、二十四、二十六条に基づく申請となっているものの、実際の内容は、東岩取水口前の頭首工建設のための許可を申請しているだけの書類です。その後の許可期間満了による更新申請と更新許可の内容は、混乱を極め、他の水利権許可書類と比べても、異質なものとなっています。

辰巳用水土地改良区からの申請は、一貫して東岩取水口前の頭首工（堰）の建設と土地占用許可を求めています。

こうした混乱は、河川管理者側が、水利権についての理解が十分でなかったためと考えられる責職の責任は大きいものと思われれます。

河川管理者・水利権許可者として、これらの調査に着手し、県民が納得できるような説明を伺いたい。

質問4 犀川上流部の犀川ダムや上寺津ダムの運用について

辰巳用水の水利権は、昭和四十一年以前の慣行水利権をベースにしたものであり、既得水利権として保護されなければなりません。これは犀川ダムや上寺津ダムの特定水利権申請書類にも金沢市と石川県の協定で、既存の水利権に支障なきよう運用するとしてあるように明らかです。

また、質問1のとおり慣行水利権に係る水量を考慮すると、年間をとおして、辰巳用水土地改良区の灌漑時に必要としている以外に、必要十分な流量が保証されなければなりません。これは辰巳用水取水口より上流に既設されている犀川ダムや上寺津ダムの放流で十分可能であり、しかもこうした措置は河川法上の義務と考えられます。現在の辰巳用水への水不足は、東岩取水口下流にある上辰巳発電所へ水を落とす

ていることに主原因があります。発電事業で特定水利権許可を建設大臣から得た条件を遵守することで辰巳用水への流量は確保され、農業用水や兼六園への湧水問題は解決されます。

責職の見解及び運用の改善について見解を伺いたい。

質問5 金沢市の工業用水道の水利権について

石川県と金沢市の共同事業・犀川ダム建設時金沢市は工業用水の水利権として〇・四六七ノ秒の取水権を得ています。しかしこの水は認可以来三十七年間取水されたことがありません。この認可は駅西地区・港地区の工業団地開発のために許可されたものですが、将来にわたっても工業用水として利用される事のない河川法上典型的な遊休水利権と考えられます。

遊休水利権は、「逐条河川法（建設省新河川法研究会によっても）水利権を行使しない者は、権利の上に眠る者であるばかりでなく、その遊休水利権が他の緊急かつ有用な水利権の成立の障害となり、河川の有効な利用を妨げる可



犀川大橋近くの大野庄用水取水口。この左に金沢市の工業用水の取水口が作られ、港近くへパイプで水を送る計画でした。

能性が大である」と厳しく戒められているものです。従って、金沢市の工業用水の水利権の存続は犀川全体の水利の整合性に混乱を与えるばかりでなく、違法に近いものと考えられます。

即刻調査いただき、少なくとも次回更新時において廃棄処分されなければなりません。河川管理者としての貴職の見解を伺いたい。

質問6 金沢市の工業用水水利権の

破棄で河川環境改善を

昭和四十年完成の犀川ダムは、金沢市の工業用水を確保するため、総量二〇七万トンの水を開発し、〇・四六七/秒の流量が犀川ダムから排水され続けていると考えられます。この流量は辰巳ダム建設の目的の一つである「河川維持

流量」の大半をしめるほどの膨大な流量です。

こうした問題は、かつて議論の俎上に登ったことがなく、犀川ダムで排出される流量と金沢市の工業用水の関係、及び他の多くの水利権との関連を明確にする必要があります。また、こうした遊休水利権の廃棄によりダム完成により既に開発された水の使用目的転用や運用改善により、新しい視点から犀川の河川改善に役立てることが必要だと考えられます。

貴職のご判断、見解を伺いたい。

質問7 犀川ダム建設収支を明らかに

し県民・市民への負担軽減を

犀川ダム建設時に費用分担（アロケーション）をしているが、建設後の収支を明らかにし、金沢市の工業用水開発に係る費用負担がどのよ

ナギの会の情報公開活動

九十八年から、水辺環境を守る視点から、犀川中流に計画されている辰巳ダム計画を第一次資料をもとに考えてきました。

情報公開請求によって入手した数百の公文書の膨大な資料検証を経て、辰巳ダム計画に大きな疑惑があることを明らかにしてきました。

その 河川法第十六条で義務づけられている「工事実施基本計画」なしに、辰巳ダムが着工されており、違法の疑いがあること。

その 昭和五十五年石川県文化財保護審議会が、正式な教育長からの諮問もなく、辰巳用水の文化的価値についての審議を一度もせず、しかも正規の会議も一度も開くことなく

うになっているかの説明をお願いしたい。これは本来、工業用水の利用者から使用料として徴収されるはずのものが反故になっているため、建設費用が市民・県民へ転嫁されている可能性のある問題で、貴職から県民・市民が納得できうる説明をされる義務があると思います。

金沢市とともに共同責任のある貴職の見解を伺いたい。

質問8 厳正なる許認可事務について

ある用水で更新許可ことに次のような記述があります。

取水量：〇・〇三二四七/秒（初年度の許可量）

〇・〇三二四七/分（五二年十月更新）

〇・〇三二四七/日（六二年三月更新）

単位が違つことにより、現在の取水量は初年

「辰巳用水の破壊やむなし」の結論を出した経過を明らかにしました。

これらの問題は、県と市民団体などの意見交換会でも県から明確な説明がなく、県にとって辰巳ダム計画推進の足枷になっています。

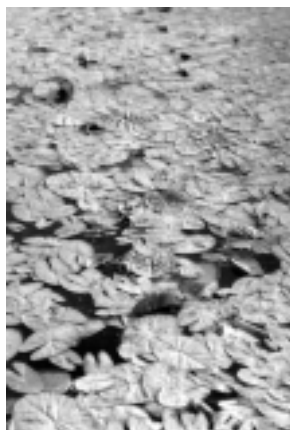
辰巳ダムが河川環境の破壊を招くところから、当会では緊急的に辰巳ダム問題に関わってきましたが、かなり専門的で緻密な作業を伴ったため、ナギの会に用水研究部会を設置し、この問題を専門的に研究してきました。

ナギの会の活動へ参加を

ナギの会は、一九九四年、河北潟をへー

度に比べ八万六千四百分の一になっています。これは、許認可事務のミスと推察されますが、こうした水利権という物権にかかわる許認可事務において許されるべきことではありません。貴職の見解及び対策を伺いたい。

以上



1969年、北間町のクリークで繁殖していたオニバスの幼葉

スに浅野川や犀川の水辺環境回復に寄与するため結成されました。

これまで、レッドデータブックに記載されている水草の調査をすすめる、特に県内のミリアオイの分布調査や、県内で一九七二年を最後に絶滅したとされているオニバスの種を発掘によって発芽・繁殖に取り組むため、調査を終え、発掘を予定しています。なお、県内唯一の自生地は渡辺の自宅がある北間町の田んぼ。当地ではオニバスのことをジャババスと呼んでいます。

ミリアオイについては、兼六園の放生池に繁殖していることを発見して、世に紹介。今では放生池を訪れる植物愛好者には広く知られています。